ご売却支援査定提案書

LA.スイート上野　9階　様

（株）アクトトラスト
03-5823-4341

・この売却に関する提案書は、「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づく鑑定評価書ではありません。
・この提案書に記載された内容は、その後の法令改正や市場動向等により変化する可能性があります。
・この提案書は、弊社独自の調査に基づいております。
・現地を確認してない場合は机上での査定価格になりますので、ご参考までにお願いします。
・複製または第三者への貸与・開示等、目的以外の使用を行わないよう、お願い申し上げます。

ご挨拶

はじめまして。株式会社アクトトラストと申します。
私たちアクトトラストは、お客様とのコミュニケーションを大切にしています。
常にお客様の視点に立ち、思いやりの心でサービスをご提供するために必要なこと。それにはまずお客様の「声」に真摯に向き合い、共感する事です。お客様とのご縁を大切に、笑顔と幸せをお届けするお手伝いができれば幸いです。

（株）アクトトラスト

会社概要

会社名	（株）アクトトラスト		
所在地	〒101-0031　東京都千代田区東神田３丁目2番4号東神田サマリヤマンション５０３号室		
代表者	大道　貴宏	フリーダイヤル	
電話番号	03-5823-4341	FAX番号	03-5823-4340
免許番号	東京都知事免許(1) 第110596号		
メール	daido@acttrust.jp		
H　P	https://acttrust.jp/		
加盟団体	(公社)東京都宅地建物取引業協会　(公社)全日本不動産協会		

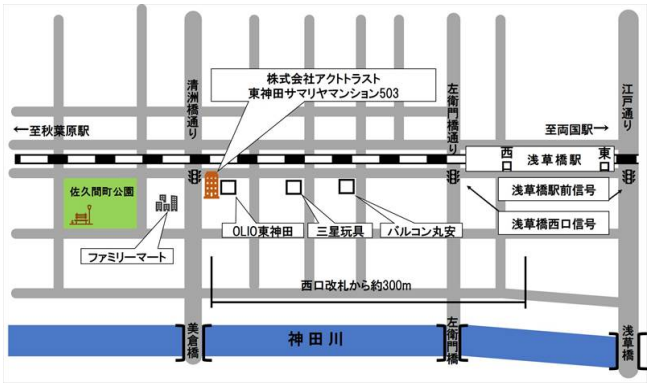

目次

・該当物件情報
・査定算出方法
・ご提案と解説
・ご売却の流れ
・媒介契約について
・ご売却に必要な書類と費用

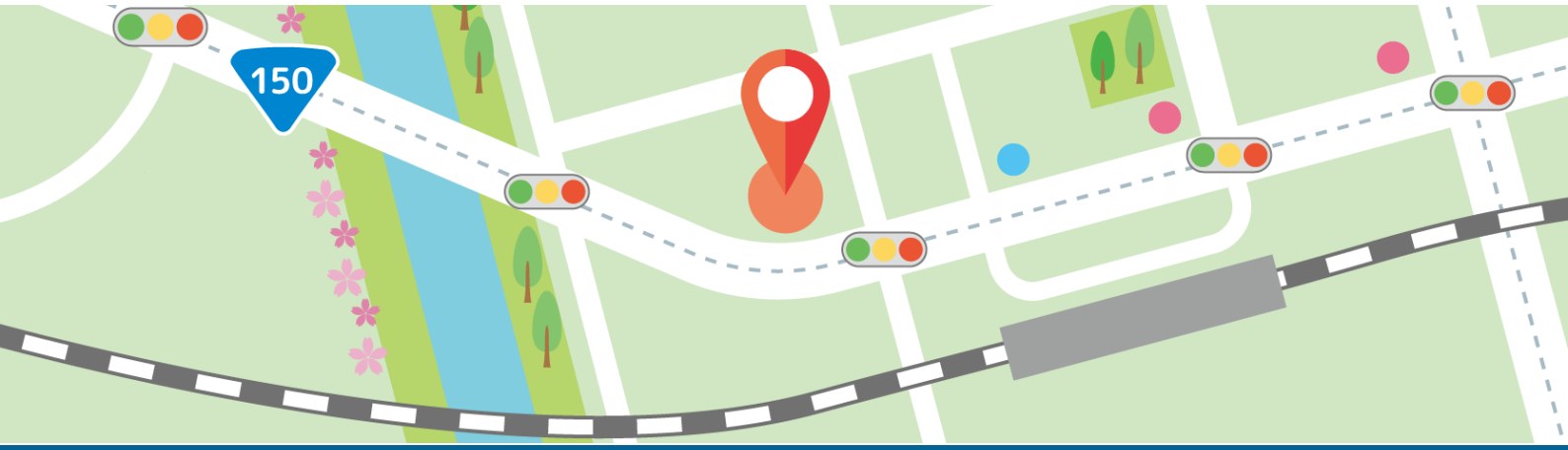

該当物件情報

物件名	LA.スイート上野		
所在地	東京都台東区北上野１丁目65番地1号		
交通①	日比谷線　入谷駅　徒歩6分		
交通②	銀座線　稲荷町駅　徒歩9分		
交通③	日比谷線　上野駅　徒歩9分		
建物規模	地上13階建	号室	9F号室
間取り	1DK	専有面積	壁芯：35.11㎡
採光向き	北西	バルコニー	
建築年月	2006年02月築	構造	鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）
施工会社			
特記事項	・管理会社：プログレスマネジメント　・管理費：9,630円　・修繕積立金：7,020円		

査定算出方法と売出価格の決め方

STEP1

机上価格算出

●物件種別によって採用する算出法を選択します。

取引事例比較法	流通事例	成約事例
収益還元法	賃貸収益性	
土地建物算出法	建物構造	

STEP2

机上査定結果通知

机上査定：売出ご提案価格

周辺の取引事例や再建築に係る原価などを参考にした、
机上の算出額となります。

物件の個別性を価格に反映します

STEP3

訪問査定の実施

机上査定 ＋ 物件の個性 個別性評価 5段階評価

土地	住環境
間口の広さ 隣接地の影響 道路の形状　他	嫌悪施設の状状況 公共施設 交通利便性　他

建物	安全性
設計上の特徴 維持管理の状態 内装・設備　他	災害の安全性 治安・安全性 周辺の騒音 他

STEP4

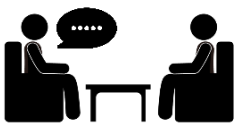

売出し価格決定

訪問査定：売出ご提案価格

机上査定による算出結果に加え、物件の個別性を価格に反映した
売出価格のご提案となります。

ご提案

LA.スイート上野　9階　様

物件名	LA.スイート上野
所在地	東京都台東区北上野１丁目65番地1号

売出ご提案価格

\34,900,000　～　\36,500,000

個別性評価シート	訪問調査未実施

机上査定価格

\34,419,597

取引事例比較法算出	\34,419,597
収益還元法算出	\32,684,518
土地建物価格算出	\0

・この提案書は「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づく鑑定評価書ではありません。
・この提案書に記載された内容は、その後の法令改正や市場動向等により変化する可能性があります。
・この提案書は弊社独自の調査に基づいております。
・現地を確認していない場合は机上での査定価格になりますので、ご参考までにお願いします。
・複製または第三者への貸与・開示等、目的以外の使用を行わないようお願い申し上げます。

ご提案について

査定金額は、周辺で販売中の中古マンション流通事例、類似の成約事例、市場での流通性などを参考に算出した机上査定をベースとしております。

尚、机上査定では把握できない不動産の個別性を付属の"個別性評価シート"に則り、現状確認・現地採点することで、より正確な売出ご提案価格のご提示も可能です。

その他、『高く売りたい』『早く売りたい』『住み替えを検討中』など、お客様のご都合に合わせたご提案も、無料・秘密厳守にて承っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

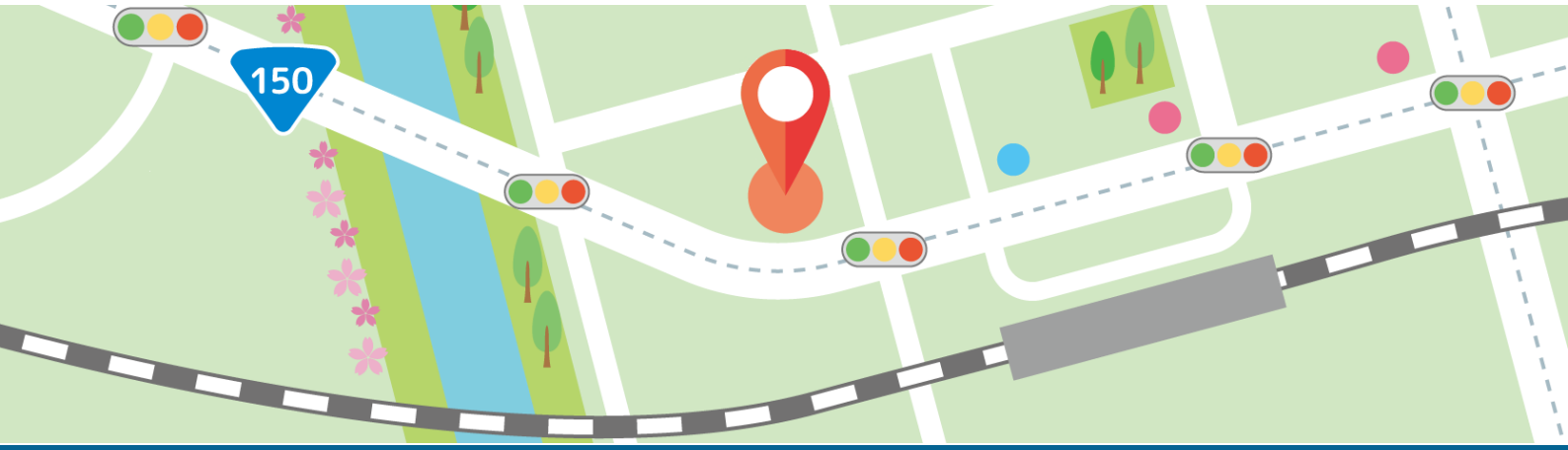

ご売却の流れ

机上査定

周辺の事例や市場での流通性などを参考にした机上査定結果をご提示します。

訪問査定

机上査定では把握できない不動産の個別性を現状確認・現地採点することで、より正確な売出ご提案価格をご提示します。

基本方針の決定

ご依頼者様のご状況・ご要望をじっくりと伺った上で、机上査定・訪問査定の結果も考慮しながら、
売出開始価格・販売活動方針を決定します。

媒介契約の締結

売出価格を決定し、当社とご依頼者様間で媒介契約を締結します。

販促活動

不動産情報サイトや国土交通大臣から指定を受けた不動産流機構運営のネットワークなど、
幅広いチャンネルを通じて、多くの購入希望者に物件情報をお届けします。

内覧・売買交渉

内覧時に与える印象で不動産を高く売却できるかが決まります。
ご購入希望者の見学や売買契約締結に向けた交渉など、販売活動を当社がサポートします。

売買契約締結

物件のお引渡し時期などの契約条件を調整し、契約関係書類を作成します。
ご購入希望者が住宅ローンを前提とする場合には、審査が通った段階で晴れて売買契約締結ということになります。

決済前手続き

売買契約締結後は、決済日までに物件を引き渡せる状態にする必要があります。
当社では抵当権等抹消登記の手配など、物件引き渡しに向けた準備のお手伝いをいたします。

お引渡し

当社が決済と物件引き渡しのスケジュール調整や必要書類などのご案内を行います。

媒介契約について

売却活動を行うにあたり、媒介契約を結ぶ必要があります。契約方法は下記の３種類となります。

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
複数社との契約	○	×	×
売主自らが発見した相手との取引	○	○	×
販売状況の報告義務	×義務なし	○２週間に１回以上	○１週間に１回以上
指定流通機構への登録義務	×義務なし	○７営業日以内	○５営業日以内
	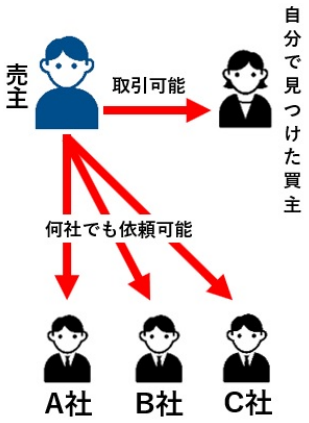	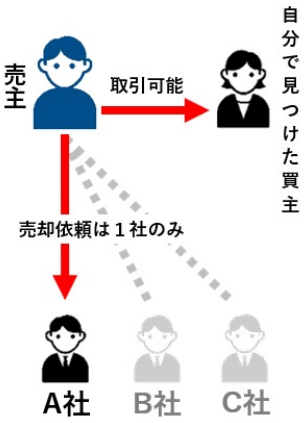	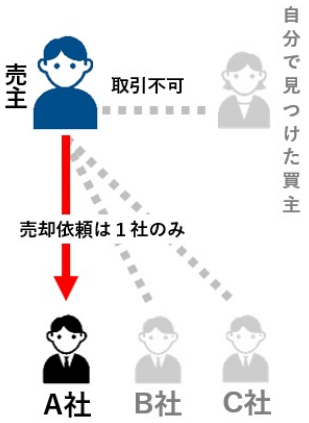
	複数の不動産会社に同時に仲介を依頼することができる契約です。自分で見つけてきた相手方（親戚や知人と直接交渉した場合など）とも、不動産会社を通すことなく契約することができます。ただし、最終的には、どの不動産会社を通して取引を進めるかを決めることとなります。一般的には、有力な購入希望者を紹介した不動産会社と取引を進めることが多いようです。	専属専任媒介契約とほぼ同様の契約ですが、自分で見つけてきた相手方（親戚や知人と直接交渉した場合など）とは、不動産会社を通すことなく契約することができます。	仲介を１社の不動産会社にのみ依頼する契約で、他の不動産会社に重ねて仲介を依頼することは契約で禁じられています。また、自分で見つけてきた相手方（親戚や知人と直接交渉した場合など）についても、依頼した不動産会社を通して取引することが、契約で義務づけられています。 このように、専属専任媒介契約は、売却活動の全般を１社に任せる契約です。ただし、専属専任媒介契約は依頼者に対して拘束力の強い契約ですので、専属専任媒介契約で仲介依頼を受けた不動産会社の仲介業務については、いくつかの法規制があります。

ご売却に必要な書類と費用

必要書類

物件関連	□ 購入時の売買契約書 □ 登記簿謄本 または登記事項証明書 □ 登記済権利証 または登記識別情報 □ 固定資産税納税通知書および固定資産税評価証明書 □ 建築確認済証および検査済証（一戸建ての場合） □ 土地測量図・境界確認書（一戸建て・土地の場合） □ 物件の図面、設備仕様書（一戸建て・マンションの場合） □ 管理規約、使用細則、維持費関連書類（マンションの場合）
契約関連	□ 本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードなど） □ 実印 □ 印鑑証明書（３ヵ月以内の物）

※上記は一般的な書類となり、別途必要な書類が必要になる場合もあります。
※紛失などにより書類が無い場合は、弊社担当者にご確認ください。

費用

仲介手数料	仲介手数料はいわゆる「成果報酬」なので売却成立した時のみ支払いが必要です。 売買代金が400万円を超える場合：3%＋6万円＋消費税が上限報酬と定められています。 弊社担当者へご確認ください。
登記費用	住宅ローンが残っている場合に抵当権抹消登記費用が必要です。 個人での手続きも可能ですが、複雑な手続きの為、司法書士への依頼が一般的です。 案件にもよりますが、司法書士への報酬を含め、1万円台から4万円台が相場です。
収入印紙代	売買契約書の作成時に必要になります。税額が契約書の記載金額によって決定します。 例）5,000万円以下の場合：1万円
譲渡税	譲渡所得（売却によって利益）が出た場合は、所得税と住民税がかかります。 譲渡所得 ＝ 売却価格 － （所得費＋譲渡に要した費用）－ 特別控除額※ ※一定の要件を満たした居住用不動産に関しては、最高3,000万円の特別控除があります。